

**有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの**

保管勘定(3DD)の残高のうち日本に返還可能な額(収入) 4 8 2 6 万円

## 1 制度の概要

### (1) 有償援助による防衛装備品等の調達の概要

防衛装備庁(装備庁)は、アメリカ合衆国政府(合衆国政府)から有償援助(FMS)により、防衛装備品及びその修理等の役務(これらを「防衛装備品等」)の調達を行っている(この調達方法を「FMS調達」)。

有償援助による調達の実施に関する訓令(訓令)等によれば、防衛装備品等を輸入しようとするときは、調達源が合衆国政府に限られるもの又は価格、取得時期等を考慮してFMS調達が妥当であると認められるもののいずれかの条件を満たし、かつ、合衆国政府がFMSによる販売を認める場合に、FMS調達を行うこととされている。

### (2) FMS調達の要求から余剰金の返還までの手続

FMS調達の支払は原則として前払であり、防衛装備品等の納入後に精算が行われ、前払金に係る余剰金が返還されることになっている。

訓令等によれば、装備庁が実施機関として行うFMS調達における防衛装備品等に係る調達の要求から余剰金の返還までの主な手続は、次のとおり行うこととされている。

- ① 支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。「支担当官」)は、陸上、海上、航空各幕僚監部等の調達要求元からの依頼を受けて、合衆国政府に<sup>(注1)</sup>引合書の請求を行う。
- ② 支担当官は、合衆国政府から引合書の送付を受けた場合、必要に応じて調達要求元と引合書の記載内容について調整を行うなどする。支担当官が、支出負担行為として当該引合書に署名して<sup>(注2)</sup>引合受諾書とした後、これを合衆国政府に送付すると契約が成立する(引合受諾書に基づく個々の契約を「ケース」)。
- ③ 支出官は、引合受諾書に記載された支払時期に合わせて、合衆国政府に、日本銀行等を通じて米ドル建てで送金して前払金を支払う。
- ④ 合衆国政府は、受領した前払金をアメリカ合衆国財務省のFMSトラストファンド(信託基金)等において管理し、当該前払金を基に提供すべき防衛装備品を購入するなどした上で、日本に対して防衛装備品等を提供する。
- ⑤ 支担当官は、ケースに係る全ての防衛装備品等を受領して、合衆国政府から最終の計算書が送付されたときは、速やかに関係書類と照合して、提供の完了の確認を行い、その結果前払金に係る余剰金が発生した場合には、速やかに余剰金の返済を請求するための措置を執る。
- ⑥ 合衆国政府は、日本の返済請求を受けて信託基金から余剰金の返還を行う。

(注1) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの

(注2) 引合受諾書 日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者(日本側は支担当官)が署名する文書で、これに基づきFMS調達が行われる。この文書には、両政府が合意した防衛装備品等の名称、数量、単価、支払時期等の条件が記載される。

### (3) 余剰金以外の資金の返還

合衆国政府は、上記の余剰金以外で日本に返還可能な資金が生じた場合、基本的には、返還事由ごとに区分された信託基金内の勘定(保管勘定)において当該資金を管理しており、四半期ごとに保管勘定の入出金、残高等の情報が記載された文書(明細書)を支担当官に送付している。

支担当官は、明細書の内容を確認するなどした上で、当該資金の返済を請求するための措置を執る。そして、合衆国政府は、日本の返済請求を受けて保管勘定から当該資金の返還を行う。

## 2 検査の結果

平成26年度から30年度までの保管勘定における日本からの返済請求が可能な資金の管理を対象に検査するとともに、アメリカ合衆国において、FMSの手続を担当している国防省傘下の国防安全保障協力庁(DSCA)等から保管勘定の残高、入出金の経緯等を聴取するなどして調査した。

装備庁は、合衆国政府から、余剰金以外の資金について3保管勘定<sup>(注3)</sup>の明細書の送付を受けていた。3保管勘定のうち、2保管勘定については、装備庁が明細書の内容の確認や返済請求を行っていたが、残りの保管勘定(3DD)については、明細書により確認できた範囲で遅くとも25年度末には430,943米ドルの残高があり、装備庁は、26年度から30年度までの間、四半期ごとに明細書の送付を受けていたものの当該明細書の内容を確認していなかったことから、返済請求を行っておらず、30年度末においても同額が入金されたままとなっていた。そこで、DSCA等に入金の経緯等を確認したところ、次のような状況となっていた。

DSCA等によると、日本を含む複数の国が過去に参加した電子戦国際安全保障プログラム(ECISAP)<sup>(注4)</sup>において、参加国は、参加するための拠出金をFMSにより合衆国政府に支払うことになるが、拠出金の支払後にECISAPへの参加国が増加して当初からの参加国の拠出金の分担割合が減少した場合には、当初からの参加国に対して拠出金の一部が返還されることがあるとしている。そして、実際に、ECISAPへの参加国の増加を受けて、拠出金の一部が日本への返還のために合衆国政府により3DDに入金されており、DSCA等によると、当該資金は、合衆国政府においてFMSの実施に使用されることはなく、日本の返済請求があれば、速やかに返還されるものであるとしている。

そして、本院の検査を受けて、装備庁が3DDに資金が入金された経緯をDSCA等に問い合わせたところ、昭和62年頃にECISAPへの参加のための拠出金が日本から支払われていたが、その後ECISAPへの参加国が増加して日本の拠出金の分担割合が減少したことに伴い、平成10年に、当該拠出金を一部返還するとして、合衆国政府から3DDに入金されたものであることが確認された。

上記のとおり、3DDに入金されていた430,943米ドル(30年度末の出納官吏レートによる邦貨換算額4826万円)の資金は、日本がECISAPへの参加のために支払った拠出金の返済金であり、日本の返済請求に応じて返還されるものであることから、合衆国政府から3DDの明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して合衆国政府に対して返済請求すべきものであったと認められた。

このように、装備庁において、合衆国政府から3DDの明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して合衆国政府に対して返済請求を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 3保管勘定 保管勘定(7QQ)、保管勘定(8QQ)及び保管勘定(3DD)の三つの保管勘定。このうち、保管勘定(7QQ)は、合衆国政府の見積額で精算が行われた後に、実際の精算額が見積額を下回り、資金が残存した場合の残余資金が入金される勘定である。また、保管勘定(8QQ)は、日本に納入された防衛装備品に合衆国政府の責任により生じた不具合が判明した場合に、当該防衛装備品に係る輸送費等相当額の返済金が入金される勘定である。

(注4) 電子戦国際安全保障プログラム 電波妨害装置等の電子戦装置に関する技術的な知見等を合衆国政府がFMSの利用国等に提供したり、合衆国政府と同装置を運用するFMSの利用国等との情報共有を行ったりすることなどを目的として、合衆国政府により設けられた枠組み

## 3 装備庁が講じた改善の処置

装備庁は、令和元年7月に、外務省を通じるなどして、合衆国政府に対して3DDに係る返済金の返済請求を行うとともに、同年8月に関係部局に対して通知を発するなどして、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うことを周知徹底する処置を講じた。